



伊予三島ロータリークラブ

No.24
令和2.12.11
第3225回



2020-2021年度国際ロータリーテーマ

Rotary Opens Opportunities ロータリーは機会の扉を開く

2020-2021年度国際ロータリー会長 Holger Knaack(ホルガー・クナーク)

事務局	四国中央市金生町下分789-1 http://www.iyomishima-rc.jp E-mail:iyomis@iyomishima-rc.jp	四国中央商工会議所内 TEL(0896)58-3530 FAX(0896)58-6294
例会	金曜日 12:10~13:10	
■会長	佐藤慎輔	■幹事/渡邊吉和
		■広報委員長/清家敏満

卓 話 (内 部) どこよりも早い!?

令和3年度税制改正大綱(自民党・公明党 令和2年12月10日公表)の要約

鈴木和範 会員



◇毎年の税制改正の大まかなスケジュールについて

- ・8月末までに税制改正に関する要望書が各府省庁から提出される
- ・12月中旬に与党税制改正大綱が公表される
- ・12月下旬に政府が閣議決定した税制改正の大綱が公表される
- ・1月下旬~2月上旬に税制改正法律案が国会に提出される
- ・3月下旬までに法案成立
- ・原則として4月1日より改正法施行

○基本的な考え方

今回の感染症で、我が国における行政サービスや民間分野のデジタル化の遅れなど、様々な課題が浮き彫りになった。税制においても、国民の利便性や生産性向上の観点から、我が国社会のデジタルトランスフォーメーション(DX)^{※1}の取り組みを強力に推進することとする。

固定資産税における評価替えへの対応を含め、所要の措置を講ずる。引き続き働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点からの個人所得課税の検討を進める。昨今のクラウド会計ソフトの普及等も踏まえた、適正な記帳の確保に向けた方針を検討していく。子育てに係る助成等について所要の措置を講ずる。

◇主要項目

- ・企業のDXを促進する措置等の創設
事業再構築を早急に進めていくためには、デジタル技術を活用した企業変革(DX)が重要であるが、これを企業ごとのレガシーシステム^{※2}の温存・拡大につながらない形で進める必要がある。具体的には「事業適応計画」により取得されるクラウド型システムを対象とする税制措置を創出することでデジタル環境の構築を促進し、レガシーシステムからの脱却を図る。
事業適応設備の取得価額の30%の特別償却と取得価額の3%の税額控除との選択適用。

- ・活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し
コロナ禍において様々な変化が生じている中で国際競争力を失わないためには、企業の研究開発投資を持続・拡大させることがますます求められる。本税制の対象費用の定義についても見直しを行う。オープンイノベーション型の対象範囲を拡大することによって産学官連携のさらなる活性化を図るとともに、運用改善策も講じ、制度の積極的な活用を促す。

- ・コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し
大企業向けの賃上げ及び投資の促進に係る税制の要件を見直し、新規雇用者の給与等支給額及び教育訓練費の増加に着目した税制とする。新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができる制度とする。
中小企業における所得拡大促進税制については、適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件に見直す。
要件判定の場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととし、税額控除率を乗ずる基礎となる金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。

- ・中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設
経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得(購入による取得に限る。)をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。この準備金は、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

- ・固定資産税について
令和3年度に限り税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

- ・住宅ローン控除等について
昨今の消費税率10%への引き上げに伴う反動減対策の上乗せとして措置した控除期間13年間の特例について延長し、また経済対策としてこの延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については床面積40㎡から50㎡までの住宅も対象とする特例措置を講ずる。

- ・押印の廃止について
国税関係書類・地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、現行において実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているもの等を除き、押印義務を廃止する。引き続き押印が必要な書類としては、担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち実印及び印鑑証明書の添付をもとめている書類、又は財産の分割協議に関する書類。令和3年4月1日以降に提出する税務関係書類について適用。施行日前においても、運用上、押印が無くとも改めて求めないこととする。

- ・電子帳簿等保存制度の見直し等
帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に見直す。具体的には事前承認制度を廃止するほか、一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することを当面可能とする。スキャナ保存制度については、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化についても引き続き検討していく。

第3225回 例会記録 令和2年12月11日

開会 佐藤慎輔 会長

ニコニコ紹介
佐藤慎輔会長～
森川紘太郎さん 入会おめでとうございます。
ロータリーライフをエンジョイして下さい。

来賓紹介
(株)本藤組 代表取締役 本藤賢二氏

渡邊吉和幹事～
森川紘太郎さん 伊予三島ロータリークラブ入会おめでとうございます。

出席報告
出席会員 (32名中) 26名
出席免除 1名
出席率 83.87%
第3223回修正出席率 93.33%

今村定生君～
森川紘太郎さん 入会おめでとうございます。
引き続き宜しくお願い致します。

会長の時間
○新入会員紹介
リュウグウ(株) 代表取締役社長 森川紘太郎氏
(紹介者:今村定生 会員)
○結婚記念日御祝
大西英彦 御夫妻(35年)

井原 伸君～
リュウグウ株式会社 代表取締役 森川紘太郎さん ようこそ伊予三島ロータリークラブへ。これからよろしくお願ひします。
株式会社 本藤組 代表取締役 本藤賢二さん 本日はオブザーバー参加ありがとうございます。来週からよろしくお願ひ致します。

幹事報告
・例会変更通知
(観音寺東)
①日時 12月22日(火) 夜間例会
場所 観音寺グランドホテル
②日時 12月29日(火) 休会
③日時 1月5日(火) 休会
④日時 1月26日(火) 夜間例会
場所 観音寺グランドホテル

山内一正君～
リュウグウ森川さん、本藤組本藤さん 入会おめでとうございます。ようこそ伊予三島RCへ。

井原博史君～
森川様ロータリー入会おめでとうございます。先週に三男が大学に合格し、30年にわたる子育てが終了しました。
さて、今後の人生、嫁とどのように生きていくか？兄貴達のご指導をお願い致します。

例会行事
卓話(内部)
鈴木和範 会員

12月25日プログラム予定
クラブアSEMBリー
17:30～ 定例理事会
18:00～ 例会
場所：グランフォーレ

1月1日プログラム予定
休 会

1月8日プログラム予定
会長年頭所感
クラブアSEMBリー
18:00～ 例会
場所：グランフォーレ

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、承認制度を廃止する。自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、システムの概要書を備え付け、ディスプレイの画面等に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力することができ、質問検査権に基づきダウンロードの求めがある場合にこれに応じることと等の要件を満たす場合には、電磁的記録で保存することができる。

スキャナ保存制度について、承認制度を廃止する。タイムスタンプ要件について、入力期間を最長約2か月以内(現行:3日以内)とするとともに、スキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認できるシステムにおいて、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとする。適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等をいう)を廃止する。検索要件についても緩和する。ただし、電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、通常課される重加算税^{※3}の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%に相当する金額を加算した金額とする。

・相続税と贈与税の課税のあり方の検討
相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

・教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について
原則として贈与者が死亡した場合には、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

その他として
・スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設、国外からの納付方法の拡充

・入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置、1,000本につき14,500円(現行:13,500円)に引き上げ、1年延長。

・航空機燃料税の税率の特例措置について、令和3年4月1日から一年間1klにつき9,000円(現行:18,000円)とする。沖縄路線航空機・特定離島路線航空機に積み込まれる航空燃料に係る航空燃料税の税率についても、それぞれ現行の1/2に。

- ※1 企業がテクノロジー(IT)を利用して事業の業績や対象範囲を根底から変化させる。
- ※2 レガシーシステムとは、主にコンピュータの分野で、代替すべき新しい技術などのために古くなったコンピュータのシステムや技術などのことである。そのようなデバイスをレガシーデバイス、そのようなオペレーティングシステムを、レガシーOSなどともいう。
- ※3 通常は過少申告加算税、不納付加算税の代わりに課される重加算税:35%、無申告加算税の代わりに課される重加算税:40%。